

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の概要

1 法整備の必要性

(1) 罰金刑に関する国会の議論（衆・参法務委員会における附帯決議）

ア 「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成3年第120回国会）

（衆） 罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪に罰金刑を導入することを検討すること。

（参） 罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪等の犯罪につき，罰金刑を選択刑として導入することを検討すること。

イ 「刑法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成16年第161回国会）

（衆） 強盗等の罰則については，近年の犯罪情勢等を踏まえ，財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設するなど，他の財産犯に係る罰則の在り方も含め，さらに検討に努めること。

（参） 強盗等の盗犯に係る罰則については，近年の犯罪情勢等を踏まえ，財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ，罰金刑を選択刑として導入するなど含めて，さらに検討すること。

(2) 近年における窃盗等の各罪の実情等

窃盗罪（特に万引き事犯）や公務執行妨害罪の検挙件数の増加傾向が顕著
... 過去10年余りで，成人の万引き事犯は2倍以上，公務執行妨害罪は3倍以上に急増

業務上（重）過失致死傷罪について罰金50万円（法定刑の上限）が科される事件の割合が増加

... 「致死罪」では，罰金刑相当とされた事案のうち40%以上

2 改正内容(概要)

(1) 窃盗，公務執行妨害及び業務上過失致死傷の各罪等の法定刑の改正

窃盗罪 罰金刑の新設（50万円以下）

公務執行妨害・職務強要罪 罰金刑の新設（50万円以下）

業務上・重過失致死傷罪 罰金刑の上限の引上げ
（50万円 100万円）

(2) 略式命令で科することのできる限度額の引上げ

50万円 100万円

(3) 労役場留置制度（罰金・料金を完納できない場合）の見直し

留置1日の割合に満たない金額の納付を認めることができるものとする。
一部納付後の残額中，留置1日の割合に満たない端数は，1日に換算する。